

安全な距離

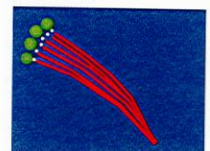
煙火は種類が多くその性能も雑多であり、また、消費場所及びその附近の地形、建物構造（用途を含む。）、警戒警備体制、消防防火体制その他の状況等により安全な距離を一律に規定することは困難である。そこで消費許可を要するものについては都道府県知事の認定を待つこととし、無許可消費の場合であっても、都道府県知事が認定した基準に従って安全な距離を確保しなければならない。（公益社団法人日本煙火協会発行消費保安基準における安全な距離より抜粋）

球形打揚煙火の保安距離（鹿児島県の基準）

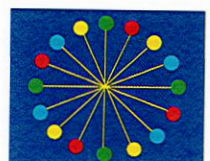
球形打揚煙火		保安距離（m）
煙火玉の大きさ	種類	2級措置を適用
7.5 cm以下	ぼか物	65
	割り物	65
9.0 cm以下	ぼか物	65
	割り物	100
12.0 cm以下	ぼか物	75
	割り物	110
15.0 cm以下	ぼか物	130
	割り物	180
18.0 cm以下		190
24.0 cm以下		210
30.0 cm以下		240
45.0 cm以下		250
60.0 cm以下		300

ぼか物・割り物の違い

ぼか物（半割物）・・・火薬を球形の玉皮に半分込め、上空で開発させる花火
運動会の合図花火もこれに分類される

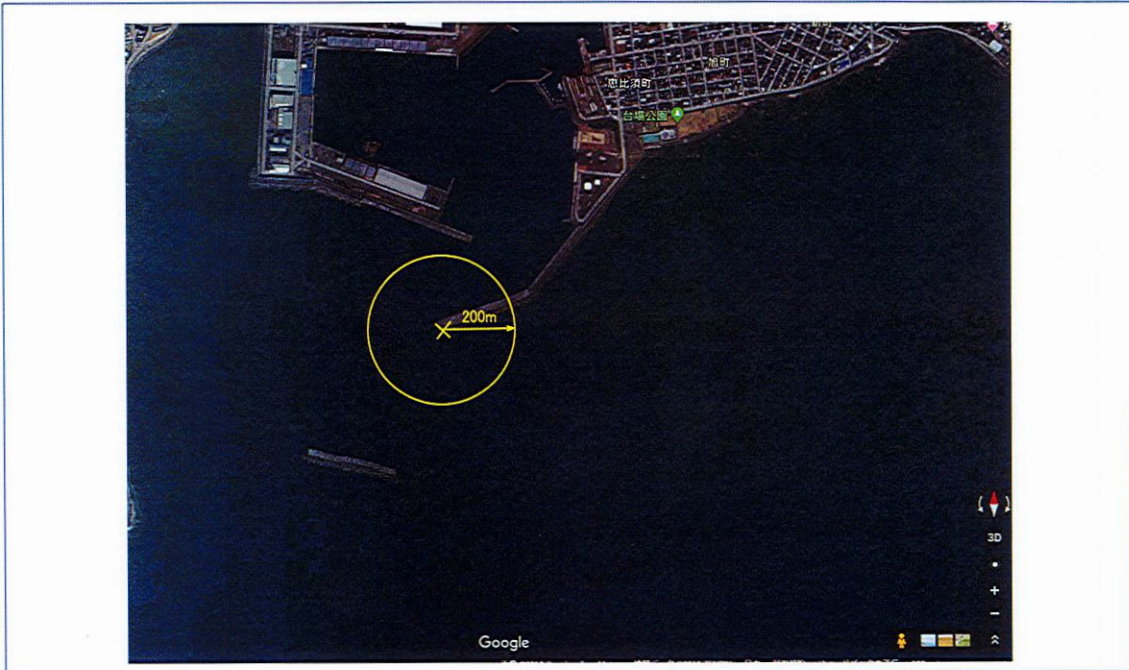


割り物・・・火薬を球形の玉皮に両面入れ、上空で開発させる花火
通常の打上花火



保安距離の解説

下記画像の中央にある黄色の円で書いているのが保安距離の円となります。保安距離の長さは200mとなっているので6号（18cm玉）の玉まで打ち上げる事が可能となります。また、周囲には保安物件（建物）等もないので許可上の問題はないですが、対策としては保安距離内に人が入らない措置（看板・警戒人）をとらなければなりません。また、海での打上げの場合には海域の占用の許可申請を地域振興局に提出しなければいけません。プライベートビーチであったり、陸（畑、田んぼ）等で行う場合は地主さんの承諾を頂ければ問題はありません。



下記画像は保安距離内に建物（赤の円）が入っております。この場合は建物の所有者に承諾をいただかなければなりません。その書類を消防署へ提出する申請書と一緒に提出する事となっております。また、こちらの保安距離は180mなので5号玉（15cm玉）まで打ち上げる事ができます。対策は上記の下線とほぼ同じです。

